

お知らせ

平成16年10月1日に伊野町、吾北村、本川村が合併し5年が経過いたしました。

合併前にそれぞれの町村に定められていた要綱の見直しを行い、新しい要綱を定めましたのでお知らせします。

新しく施行される要綱

『いの町集落活性化事業費補助金交付要綱』

概要

- ・補助を受けることができる者

集落の振興、活性化を図るため、地区又は住民の組織する共同体及び個人

- ・補助を受けることができる地域

市街化区域を除くいの町全域

対象となる事業は下表のとおりです。

事業種目	事業内容	補助率	補助対象事業費
生産利用施設	モノレール設置及び動力車交換	1/3	500千円～2,000千円
道路整備	私道を含むすべての道路(幅員の規定なし)の新設、改修、舗装その他の道路付属施設	1/3	100千円～5,000千円
道路災害	私道を含むすべての道路(幅員の規定なし)の復旧	1/2	200千円～3,000千円
農業用、用排水路災害	用水路・排水路及び頭首工の復旧	1/2	100千円～3,000千円
農地災害	農地の復旧	1/2	100千円～400千円
せまち直し	3アール(3畝)以上の農地のせまち直し	1/3	100千円～3,000千円

見積りに係る費用、用地費、補償費、調査設計費、登記費用については対象外とする。

廃止をする要綱

旧伊野町：「伊野町中山間スマイル整備事業補助金交付要綱」

旧吾北村：「吾北村集落活性化事業費補助金交付要綱」

旧本川村：「本川村集落活性化事業費補助金交付要綱」

平成22年度については、新しく施行されるため、6月30日(水)まで申請を受け付け、予算の範囲内で順次交付決定通知をいたします。

なお、詳細につきましては下記へお問い合わせください。

■ 問い合わせ

産業経済課(農林道等関係)

☎ 893-1115

建設課(生活道関係)

☎ 893-1116

吾北総合支所 建設課(農林道、生活道関係)

☎ 867-2315

本川総合支所 産業建設課(農林道、生活道関係)

☎ 869-2115